

用語の解説

～ア行～

○赤い羽根共同募金運動

戦後間もない昭和 22 年に市民主体の民間運動として始まる。戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後法律（現在の「社会福祉法」）に基づき地域福祉の推進に活用。「自分の町を良くするしくみ」として、各都道府県の共同募金会が運営している。

○SDGs（エスディーゼズ）

持続可能な開発目標。世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題を、世界のみならず 2030 年までに解決していこうという計画・目標のこと。2015 年 9 月に国連サミットにおいて採択された。17 の目標があげられている。

○NPO 法人（エヌピーオー）

特定非営利活動法人。金銭的な利益を得る目的ではなく、社会に貢献するための活動をするもの。収益事業は認められているが、得た利益は引き続き事業のために使用することとなっている。

～カ行～

○ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護を必要とする方が介護保険サービス（訪問サービス、通所サービス、短期入所、福祉用具など）を受けられるようにケアプラン（サービス計画書）の作成やサービス事業所との調整を行う介護保険に関する専門職。

○権利擁護

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になると、契約や財産管理が難しくなり、その権利が侵害されやすくなることから、その方を守り、尊厳を保ちながら生活できるようにすること。日常生活自立支援事業、成年後見制度がある。

○コミュニティ食堂

地域住民やボランティア団体等が主体となり、無料又は安価で食事を提供するコミュニティの場であり、単に「子どもたちの食事提供の場」としてではなく、子どもから大人まで集う地域の居場所として機能する。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

困りごとを抱えた高齢者や障がい者、子育て中の世帯などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、課題を解決するための支援をする。福祉のサービスや支援がスムーズに行われるように、地域のネットワークづくりに取り組む。

○コンプライアンス・ポリシー

法令や定款、社会規範を遵守するために制定される基本方針。役職員の意識の向上とコンプライアンス体制の整備を図る。

～サ行～

○歳末たすけあい運動

地域の誰もが安心して、あたたかいお正月を迎えることができるよう、共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア・NPO 団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体が協力のもと、地域のさまざまな福祉活動を実施する運動。

○支え合いマップ

支援が必要な人と関わりのある人を地図上に起こし、地域でのつながりを把握するもの。地域での支え合い活動、共助の仕組みづくりに活用していくことを目的とする。福祉のまちづくりを進める手法。

○重層的支援体制整備事業

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、一つの支援機関では解決に導くことが難しいような複雑化・複合化した課題を持つ人（世帯）をサポートするため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。

○紫波地域障がい者基幹相談支援センター

障がいを持つ人がその能力や個性に応じ、自立した日常生活を送ることを目的に設置。紫波郡内の総合相談窓口として、専門的な視点において相談対応や郡内の相談事業所への助言、人材育成、研修等を実施し、中核的な役割を担う。

○生活支援コーディネーター（SC）第1層、第2層

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向

けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす。地域支え合い推進員とも呼ばれる。第2層SCは、担当する地域の資源やニーズの把握、関係者のネットワーク化や地域資源の開発等を行う。第1層SCは、第2層SCを支援するとともに、第2層では対応が難しいニーズへの対応や広域での実施が効果的なものについて対応する。

○生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした国の貸付制度。資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行う。

○成年後見制度

障がいや認知症などにより判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（後見人）を選び、本人を法律的に支援する制度。盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町6市町の中核機関として盛岡広域成年後見センターが設置されている。

～夕行～

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

○地域福祉

すべての人々が、地域社会の一員として豊かな生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する団体、ボランティア、行政、福祉関係者（機関）がお互いに協力しあい、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、共に生き、支え合う地域社会を形成するための取組みや仕組みづくり。

○地域福祉活動専門員

地域活動の担い手の育成や支援、専門機関などさまざまな機関とのネットワークづくりや住民主体の活動支援を行うことにより、多様化・複雑化する生活課題を解決に結び付ける役割を担う。

○地域包括支援センター

高齢者とその関係者が介護・医療・福祉などの生活上の困りごとがある際に支援を行う相談窓口。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を持つ専門スタッフが常駐しており、専門性を活かして相互連携を図りながら、利用者の課題を解決したり適切なサービスにつないだりする役割を担う。

～ナ行～

○日常生活自立支援事業（あんしんねっと）

認知症、知的障がい、精神障がい等により日常生活上の判断能力が不十分な方でも適切に福祉サービスを利用できるように、生活支援員が支援計画に基づいて福祉サービスの利用援助、日常生活に必要な金銭管理などを支援する事業。

～ハ行～

○フードパントリー

様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な人（世帯）に対して、一般家庭や企業、団体などからの提供を受け、無料で配付する活動。地域で課題を抱えた家庭とつながるきっかけとなる活動。

○福祉教育

身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、共に生きる力を育むことを目的とした教育

○福祉人材センター

福祉の現場で働きたい人と必要としている事業所への求人・求職支援、福祉の仕事や資格についての相談を行う機関。岩手県社会福祉協議会（ふれあいランド岩手）にセンターを置く。

○福祉団体

共通の福祉問題に直面する当事者が集まり、その問題の解決や軽減に向けた活動により福祉の増進を図ることを目的とした団体。矢巾町社会福祉協議会では、老人クラブ連合会、身体障害者協議会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉協会、保護司会、更生保護女性の会、遺族連合会、ともしび会（民生児童委員OB会）等の事務局として、自立的な活動や組織運営を支援している。

○福祉ニーズ

支援の出発点。ニーズは「要求」「必要」などと訳される。支援を必要とする人や家族の希望や生活の全体像を把握するために、さまざまな情報を収集・分析することによって抽出される生活全般の解決すべき課題。

○プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

個人情報の取扱い方法やプライバシーにどのように配慮しているかを示すための指針。

○ボランティア

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動。仕事、学業とは別に地域や社会のために時間や労力、知識、技能などを提供する。自主性、社会性、無償性が三原則。

○ボランティアセンター

ボランティア活動を推進するために、ボランティアコーディネーターが活動をしたい人とボランティアをしてほしい人をつなぐ橋渡しを行っている。また、活動に関する相談や情報提供、講座の開催など行う。

～マ行～

○民生委員・児童委員

自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する地域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす。厚生労働大臣から委嘱される。

○盛岡広域成年後見センター

認知症、知的障がい、精神障がいなどのため、成年後見制度の利用を必要としている人が適切に制度を利用できるよう啓発・相談や、親族・市民後見人の活動支援等を行う中核機関（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、岩手町が共同で設置）。

○もりおかユースポート

一般市民、特にニートと呼ばれる若年無業者やひきこもりなど自立や就業に困難を抱える若者たち及び社会参加に不安をもつ子どもたち並びに家族を支えるために、相談事業や自立支援事業を行い、併せて社会的理解を広めるための啓蒙活動や、支援者を拡大するための学習研修事業を行う。

用語の解説

【矢巾町社会福祉協議会事業編】

～ア行～

○おげんき見守りシステム

一人暮らしの高齢者、又は障がい者の方が、指定された電話番号にかけることで、自身の健康状態を発信することができるシステム。発信された情報は、社会福祉協議会や指定した家族にメールで届き、発信がない場合には関係者が安否確認を行う。

○おつかいサービス（やはば生活支援ネットワーク事業）

町内の高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯等の買い物のための送迎サービス。自家用車を所有（使用）していないこと、公共交通機関の利用が困難であること等の要件がある。

○おでかけ送迎サービス

高齢や障がいなどの理由で移動に車いすが必要な方を対象に、車いす対応車両を使用し、通院や施設入退所、社会参加等のために必要な移動支援を行う。講習を受けたボランティアによる送迎サービス。介護者の同乗が必要。

○おもいやりの心育成事業

町内保育園・こども園、小中学校、高等学校等福祉協力校（園）の児童生徒を対象として、ボランティア活動や身近な福祉活動を進める中で、社会福祉への理解と関心を高め、家庭や地域においておもいやりの心を育成する活動に対し、活動費を助成する事業。

～カ行～

○キャップハンディ体験事業

高齢者や障がい者（児）への理解を深め、ボランティア活動を身近に感じることができるよう、各小学校と協力し、白杖体験や車いす体験等を行う。ハンディキャップを自分のことに置き換えて考えるという趣旨から「キャップハンディ体験」という。

○金婚式

長年にわたり地域社会の発展に尽くされ、家庭の繁栄に努めてこられた結婚 50 周年を迎えた夫婦を対象とした式典。

○暮らしの専門相談所

住民の生活上のあらゆる心配ごとについて、専門的な助言を行う相談所。相談員は、人権擁護委員、弁護士、行政相談委員、司法書士、民生児童委員。

○声の広報

町の広報誌等を朗読し、録音したテープ又はCDを視覚障がい者等に届けるボランティア活動。

○ここかむ食堂

矢巾町母子寡婦福祉協会が中心となり、地域の賛同者やボランティア、企業等の協力を得ながら、子どもから大人まで誰もが集い、温かい雰囲気でお食事を楽しむコミュニティ型の居場所。

○こんなやさしい町がすき「こども川柳」

児童・生徒が地域や家族に向けての思いを川柳にし、感謝や優しい気持ちを育むことを目的とした事業。

～サ行～

○歳末たすけあい運動（たんぼぼ募金）

歳末たすけあい運動（再掲 P38）で寄せられた募金を、民生児童委員の協力のもと、支援を必要とする世帯へ「たんぼぼ募金」として年末に届ける運動。また、年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動やたすけあいによるセーフティネットの仕組みづくりに使われる。

○ジュニアボランティア探検隊

町内小中学校の児童生徒が、社会福祉やボランティア活動の重要性について、体験等を通じて理解を深める活動。

○成年後見制度出張相談会

盛岡広域成年後見センターの協力のもと、制度の普及啓発のために実施している相談会。

～夕行～

○たすけあい金庫

窮迫する事情により、緊急に生活資金が必要な人に貸付を行い、その世帯の自立更生を図るもの。(矢巾町社協独自の貸付制度)

○地域子育て支援拠点事業「うさちゃんのへや」

子育て世代のための憩いの場。親子でくつろいで遊べるとともに、子ども同士の交流、お父さん・お母さんの仲間づくり、相談の場としても利用できる。毎週火、木、金曜日不動児童館で開催している。(町受託事業)

○地域の居場所事業

町内で行われている高齢者を主とした集まりのこと。お茶のみやレクリエーションで参加者同士の交流を目的とした「こびりっこサロン」、多世代交流を目的とした「エン(縁)ジョイやはばネットワーク」、体操を目的とした「通いの場体操くらぶ」の3事業がある。こびりっこサロンは社会福祉協議会、それ以外の2事業は町が運営支援を行う。

～ナ行～

○日常生活たすけあい隊

電球の交換や草とりなど、生活の中のちょっとした困りごとを同じ地域に住む人が隊員となり、支援を行う仕組み。活動する隊員の健康づくりや生きがいくくり、地域のつながりづくりや仲間づくりにつながるもの。活動にはポイントの特典がある。

～ハ行～

○バリアフリー映画会

映画を鑑賞する上で、見えない(見えにくい)、聞こえない(聞こえにくい)、車いすで入れない、光や音などの刺激に敏感などの障がいを抱えた人たちも映画を楽しめるよう、音声ガイドや字幕をつける、車いすスペースを確保するなどの配慮をした映画会。地域住民が障がいを理解する機会につながる。

○ハローライト利用支援事業

通信機能を持ち、異常(点灯や消灯の動きがない状態)を感知すると、社会福祉協議会や家族にメールで知らせることができる電球。電球を付け替えるだけで、離れて暮らす家族の見守りができる。

○ひとり暮らし高齢者の集い

一人暮らし高齢者の生きがいをづくり、仲間づくり、孤立防止を目的として開催する集い。健康チェック、談話、レクリエーション、季節の行事、食事などを通じて参加者同士が交流を深める。

○フードパントリー

様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な人（世帯）に対して、一般家庭や企業、団体などからの提供を受け、無料で配付する活動。地域で課題を抱えた家庭とつながるきっかけとなる活動。

○ふれあい広場

矢巾町の福祉の向上に貢献されてきた方々を表彰するとともに、ステージ発表、会場内コーナー、販売等において、社会参加や自己表現の場を確保し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる優しい町づくりを目指すもの。

○ふれあい弁当

病気や障がいのために買い物や食事づくりが困難で見守りが必要な高齢者世帯や障がい者世帯を対象とし、ボランティアによる手作り弁当を自宅に届け、健康づくりと安否の確認を行うもの。

～ヤ行～

○やはば生活支援ネットワーク事業

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、矢巾町内に事業所を有する社会福祉法人及び医療法人で推進協議会を設立し、地域における公益的な取り組みを実施。

○やはばのふくし

矢巾町社会福祉協議会発行の広報誌。福祉サービスやイベント情報、法人運営に関する内容等を掲載している。